

平成24年6月4日

南相馬市民130人による原発ADR事件について (東京電力による和解案の全面受諾のお知らせ)

原発被災者弁護団

港区虎ノ門1-8-16 第二升本ビル5階

TEL:0120(730)750

当弁護団が、平成23年12月28日に南相馬市民130人(34世帯)を代理して、原子力損害賠償紛争解決センターに対し、東京電力株式会社を被申立人とする和解仲介手続(原発ADR)の申立をしていました。平成24年4月16日に同センターから提示された和解案提示理由書(1)について、本日、東京電力が和解案を全部受諾する旨の回答をしたので、ご報告します。

和解案の概略(滞在者慰謝料を認めた初めての事例)

1 慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

① 避難中 月額10万円(避難所に避難した場合月額12万円)

② 自宅滞在中 平成23年9月末まで月額10万円、平成23年10月以降月額8万円

2 避難に伴う支出(交通費、宿泊費、教育関係費用、家電・日用品購入費用)

3 滞在者に係る食料費増加分、交通費増加分

※一定範囲についてはレシートが不要

※平成24年3月以降分や本件で請求していない事項は対象外

※清算条項については、引き続き協議

今後の手続きの流れ

- 平成24年7月6日の次回口頭審理期日において、代表事例(6世帯分)について和解することを目指し、同期日までの間、双方で主張や証拠の確認等を行う。和解成立後、約2週間で東京電力が和解金額を支払う予定(7月下旬)。
- 代表事例の和解協議と並行しながら、その他の世帯についての主張や証拠の確認を行い、早期和解を目指す(8～9月)

不動産損害・除染費用の損害については、他の争点の審理を先行させていたこと、東京電力において、損害賠償の基準を提示する旨の方針が示されていたことから、具体的な審理は始まっていませんが、弁護団では、民法学者の意見書及び不動産鑑定士の鑑定意見書を提出し、損害を立証する予定です。

東京電力が和解案を受諾した意義についての弁護団の見解

- 本和解案の受諾は、本件申立てをした130人のみならず、他の申立人、更にはまだ請求を躊躇していた旧緊急時避難準備区域に住む南相馬市民の迅速かつ簡易な救済につながるものであると考えます。東京電力においては、速やかに賠償体勢を整えるよう強く求める。
なお、賠償に当たっては、本和解案が一定範囲で領収書を不要とし、被災者に不要な負担を与えないようにした趣旨に配慮し、被災実態を調査し、簡易な立証で請求を認めるべきである。
- 本和解は、避難者と滞在者とで精神的苦痛の程度は変わらないにもかかわらず、中間指針等や東京電力において、その被害状況の実態を直視してこなかったことを明白にしたものといえる。他の被災者においても、形式的な区域割りのみで賠償基準を定めていることが多く、その点に不満を感じている被災者が多い。原子力損害賠償紛争解決センター、東京電力においては、今後も真摯に被災者の実態に向き合い、早期に適切な賠償を実践するよう強く求める。